

# 山梨県観光施設プレミアム食肉キャンペーン事業費補助金交付要綱

令和4年10月14日 畜第1851号

(趣旨)

第1条 県は、県産畜産物のPRと販路拡大を図るため、県内の宿泊施設等が実施する「山梨県観光施設プレミアム食肉キャンペーン事業」に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金は、山梨県内の旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「実施主体」という。）に対して交付するものとし、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第3条 実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金についての仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業の対象者の場合は、これを減額し申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請について、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により実施主体あて交付決定の通知をするものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が

困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付)

第6条 補助金は精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

2 実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 実施主体は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付申請した実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付申請した実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業の対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実施主体あて補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県観光施設プレミアム食肉キャンペーン事業	プレミアム食肉キャンペーンでの甲州牛の提供に要する経費	10/10 (ただし、5,000円/kgを限度とする。)	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合